

# 令和 4 年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員の設定について

## 1 概要

医療法及び医師法の一部を改正する法律（R2.4.1施行）により、臨床研修病院関係業務のうち、病院ごとの募集定員の設定が、国から都道府県に移譲された。

また、当該募集定員の設定に当たっては、「病院ごとの募集定員の算定方法」及び「病院ごとの募集定員」について、地域医療対策協議会の意見を踏まえることとされている。

## 2 募集定員設定までのスケジュール

日程	内容
12/14	・ 都道府県別の募集定員上限の設定 （国：資料 1 - 4）
～2月上旬	・ 募集定員の算定方法案の設定 （県：資料 1 - 2） ・ 募集定員案の設定（県：資料 1 - 3）
2/22	・ 地域医療対策協議会から意見を聴取
4/15	・ 募集定員の算定方法及び募集定員の通知 （県→国）
4/30	・ 募集定員の通知（県→各病院）

## 3 「病院ごとの募集定員の算定方法」及び「病院ごとの募集定員」について

### （1）病院ごとの募集定員の算定方法

前年度に設定した病院ごとの募集定員の算定方法に対し、次の変更を行い、資料 1 - 2 のとおりとしたい。

<変更内容>

①年度の更新

②医師少数区域への配慮に係る内容の追加

クの最後に、「医師少数区域に所在する医療機関に対して調整に伴う同意を得るに当たっては、十分に事情を聴取するなどの配慮をすること。」を追加。

※東北厚生局から、定員配分における医師少数区域への配慮を記載するよう助言があったため。

### （2）病院ごとの募集定員

各臨床研修病院から確認した募集定員についての意向及び上記 3（1）の算定方法に基づいて配分を行い、病院ごとの募集定員を資料 1 - 3 のとおり設定したい。